

敷地外の看護職員及び医師専用宿舎借りに係る情報の募集について

当院では、敷地外の看護職員及び医師専用宿舎とするため、マンション等の賃貸住宅物件の情報を収集しています。下記3のような物件がありましたら、情報をご提供ください。

記

1 賃貸借契約開始

随時

(本院に随時募集により採用される医師、看護職員が入居対象となりますので、採用の都度契約開始となります。)

2 募集予定戸数

単身者用 5 戸

世帯者用 3 戸

3 物件の条件 (おおむね次の条件を満たすことが望ましい。)

(1) 単身者用

単身者向けの物件であること。

各物件の床面積が 19 m²以上あること。

賃借料の月額 (家賃、共益費、管理費、レンタル家具・家電料金等、毎月必要な費用の総額) が、5 万円以下であること。

(2) 世帯者用

世帯向けの物件であること。

間取りが 2 L D K 以上あること。

賃借料の月額 (家賃、共益費、管理費、レンタル家具・家電料金等、毎月必要な費用の総額) が、1 0 万円以下であること。

1 戸建てではないこと。

(3) 共通条件

物件が、奈良県立奈良病院から半径 2 km 以内に存在すること。 (必須)

各物件に次の設備が設置されていること。

- ・ 空調設備 (冷暖房用エアコン)
- ・ 風呂
- ・ 洋式トイレ (ウォシュレット付き)
- ・ キッチン (コンロ付き)

各物件の風呂とトイレが一体型でないこと。

インターネット接続が可能であること。
オートロックであること。

3 情報提供について

(1) 情報提供期限

平成22年6月18日(金)

(2) 情報提供方法

別紙によりファックス又はメールにてお願いします。

(3)

上記(1)の情報提供期限以降、条件に合う物件が生じた場合は、その都度ファックス又はメールにて情報提供をお願いします。

また、本院に情報提供いただいた物件について、他に貸し付けた場合等本院と賃貸借契約ができなくなった場合には、速やかにその旨をファックス又はメールにて連絡してください。この事を履行していただける場合のみ、情報提供物件を医師・看護職員に紹介させていただきます。

4 賃貸借契約の形態

宅地建物取引業者と当院との契約となります。

5 その他

(1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営むもの以外からの情報提供はご遠慮させていただきます。

(2) 情報提供に要する費用については、全て提供者のご負担とさせていただきます。

(3) ご提供いただいた情報についてより詳細な情報を必要とする場合、または物件について賃貸借契約締結に向けた交渉を行う場合には別途ご連絡をさせていただきます。なお、それ以外の場合には、特段ご連絡をさせていただくことはありませんので、予めご了承ください。

7 情報提供・問い合わせ先

奈良県立奈良病院総務課庶務係(担当:山田)

電話 0742-46-6001(内線2233)

FAX 0742-46-6011

E-mail: yamada-kazuo1a@office.pref.nara.lg.jp